留学プログラム約款

1 留学プログラム契約

- (1) この留学プログラムは、株式会社エール・ライズ(以下「当社」と称しま す。)が企画・運営する留学プログラムであり、この留学プログラムに 参加されるお客様は当社と本記載条項を締結することになります。
- (2) 本条件書により提供される留学プログラムは、旅行業法第 2 条規定 の「旅行業」には該当しない商品およびサービスを指します。したがっ て、当社は「旅程管理」および「旅程保証」をいたしません。
- (3) 当社がお客様の間で締結する留学プログラム契約は、この約款の定 めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令ま たは一般に確立された慣習によります。
- (4) 当社が法令に反せず、かつお客様に不利にならない範囲で書面によ り特約を結んだ時は、本項第 3 号の規定にかかわらず、その特約が 優先します。
- (5) この留学プログラムは、お客様が希望する受入機関への合格、受入 機関での課程修了を請負、または、留学プログラムの期間中もしくは 終了後のお客様に対してなんらかの保証を行うものではありません。
- (6) 留学プログラムの申込条件につきましては、本条件書によるほか、そ れぞれの学校案内、入学申込書によります。

2 お申し込み方法

(1)ご来訪によるお申し込み

当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社が別に定める金額 の手続料もしくは申込金をお支払いいただきます。現金書留、銀行振 込よりお支払いいただくことも可能です。

(2) 郵送、FAX、Eメールによるお申し込み

申込書をご郵送、FAX、E メールにてお送りいただき、手続料(または 申込金)を当社の口座へお支払いいただきます。現金でのお支払い、 現金書留によりお支払いいただくことも可能です。

(3) お申込み日から出発日まで 60 日以内の場合、手続料(または申込 金)と留学プログラム費用を併せてご請求させていただく場合がござ

3 契約の成立

- (1) 留学プログラム契約は、当社が申込書と手続料(または申込金)を受 理受領したときに成立するものといたします。
- (2) 本項第 1 号の規定に関わらず、書面による特約をもって、手続料(ま たは申込金)の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより 契約を締結させることがあります。
- (3) プログラム手配においては、契約の成立後に入学の手続きを開始い たします。

4 お申し込み条件

- (1)20歳未満の方は留学プログラム申込書の保護者署名、捺印欄に保 護者の署名、捺印が必要になります。
- (2) 留学プログラムの内容によっては、健康診断書、レントゲン診断書、 予防接種証明書等、特別な書類を提出していただく場合がありま
- (3) 以下の場合はお申し込みをお断りする場合があります。
 - (ア)年齢、資格、技能、その他の条件が当社及び現地受入機関の 指定する条件に合致しない場合
 - (イ) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊 娠中の方、障害をお持ちの方などで、特別の配慮を必要とする 方は、その旨を留学プログラムのお申し込み時にお申し出くださ い。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。また、 現地事情や関係機関等の状況などにより、留学プログラムの安 全かつ円滑な実施のために、プログラムの一部について内容を 変更させていただくか、またはご負担の少ない他の留学プログラ ムをお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合が あります。
 - (ウ) お客様が他のお客様や受入先に迷惑をお呼びし、または留学プ ログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場
 - (エ) 天災地変、運輸機関等の争議行為、伝染病、国際機関、官公 庁または公的機関の命令または勧告、その他当社が管理できな い事由により、留学プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能 になったとき、または不可能になる恐れが大きいと当社が判断す るとき

5 手続料/申込金

- (1) 手続料(または申込金)は別紙のとおりとなります。手続料には、消費 税を含みます。
- (2) 一度お支払いいただいた手続料(または申込金)は返還されません ので、ご了承ください。
- (3) 手続料に含まれるものは以下のとおりです。
 - 海外生活の情報提供
 - 入学する学校のご案内および入学申込書請求の代行 学校入学申込手続きの代行

 - 空港出迎えのご案内
 - 滞在施設のご案内および手続きの代行
 - 上記手続に必要な通信費
 - 海外旅行傷害保険のご案内
 - ビザ申請に関するコンサルティング
 - ・ 留学前の諸手続、現地の諸事情に関する助言
 - ※ 手続料には、授業料、滞在費等の留学費用は含みません。こ
 - れらの費用は、次項に定めるところにより、別途お支払いいただ きます。

6 留学プログラム費用

- (1) ご出発予定日の約2ヶ月半前までに留学プログラム費用の請求書を お送りいたします。請求書に記載された支払期日、支払方法に基づ きお支払いいただきます。ただし、プログラム手配の都合によっては、 この限りではありません。
- (2) 留学プログラム費用に含まれるものは以下のとおりです。
 - ・ 受入機関の入学金、手配料、授業料
 - · 滞在費用
 - 留学プログラムに明記されている食費
 - 留学プログラムに明記されている空港送迎費、アクティビティ などの諸費用
 - ※ 上記留学プログラム費用は、当社がお客様に代わり受入機 関へ支払うためにお預かりするものであり、当社が当事者とな るものではありません。当社から受入機関へ送金が完了した 後に費用返還等の問題が発生しても、当社は責任を負いか ねますので、あらかじめご了承ください。

(3) 留学プログラム費用のご請求における外貨の換算レートは、当社為 替レートを適用します。当社為替レートは、毎週水曜日(祝祭日があ たる場合はその翌日)の為替レート(三菱UFJ銀行TTS。小数点以下 を四捨五入)に 4 円を加算した額を適用します。レートは毎週水曜日 (祝祭日があたる場合はその翌日)に更新します。

7 留学プログラム代金のお支払い

- (1) お客様は、留学プログラム開始前の当社が定める期日までに当社に 対し留学プログラム代金を支払わなければなりません。
- (2) 当社は、留学プログラム開始前において、現地受入機関等の料金の 改定、為替相場の変動その他の事由により留学プログラム代金の変 動が生じた場合は、当該留学プログラム料金を変更することがありま す、
- (3) 本項第2号の場合において、留学プログラム代金の増加または減少 は、お客様に帰属するものとします。

8 留学プログラムの変更

(1) 出発日以前の変更

お客様が、契約内容の変更をご希望される場合は、既に開始した手 配を変更する際に受入機関または滞在先に支払うべき変更手数料、 違約料のほか、以下の変更手数料(消費税込み)を支払うものとしま す。この場合、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。ただし、 ご希望どおり変更できることを保証するものではなく、また、変更でき なかったとしても変更手数料の返還はいたしません。

表1 変更手数料

変更日	変更料金	
プログラム成約後、ご出発日の90 日前から31 日前にあたる場合の変更	5,500円/回	
プログラム成約後、ご出発日の30 日前から前々日にあたる場合の変更	7, 700円/回	
プログラム成約後、ご出発日の前 日以降	11,000円/回	

(2)ご出発日以降の変更

ご出発日以降、お客様のご都合によりプログラム内容の変更をされる 場合、受入機関の承諾がない限り払い戻しはいたしません。受入機 関から払い戻しがある場合、当社を経由しての返還となり、返金額の 30%を上限とした変更手数料を差し引き返還いたします。

9 留学プログラム契約の解除

- (1) お客様は、出発前はいつでも留学プログラム契約を解除することがで きます。この場合、表 2 の取消手数料を申し受けます。ただし、契約 解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
- (2) 本項第 1 号の規定に基づいて留学プログラム契約を解除する場合、 お客様は既に開始した手配を取り消す際に受入機関に支払うべき取 消手数料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払う費用を 負担しなければならないものとします。
- (3) 本項第 1 号の規定に基づいて留学プログラム契約を解除し、受入機 関の取消規定による払い戻しがある場合、当社を経由しての返還と なり、返金額の 30%を上限とした返金手数料を差し引き返還いたしま
- (4) 第3項第2号の特約により、手続料(もしくは申込金)の支払を受ける ことなく契約が成立した場合、取消手数料とともに当該手続料もお支 払いただきます。
- (5) 当社は、お客様が所定の期日までに留学プログラム代金を支払わな いとき、留学プログラムを解除することがあります。このとき、当社所定 の取消手数料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (6) ご出発日以降、お客様のご都合により当社への事前の届け出なしに 途中で留学プログラムを離団された場合は、お客様の権利放棄とみ なし、一切の払い戻しをいたしません。
- (7) 受入機関からの払い戻しにおける換算レートは、返金が当社に到着し た時点の三菱 UFJ 銀行の為替レート(TTB)を適用し、銀行の手数料 やお客様への振込手数料など、返金にかかる手数料はお客様負担 とします。

表2 取消手数料

留学期間	取消日	取消手数料
1 週間から 12 週間	ご出発日の 30 日前 から前日まで	16, 500円
13 週間以上	ご出発日の 60 日前 から前日まで	27, 500円

(8)ご出発日以降のプログラム契約の解除

ご出発日以降、お客様のご都合によりプログラム契約を解除される場 合、受入機関の承諾がない限り払い戻しはいたしません。受入機関 から払い戻しがある場合、当社を経由しての返還となり、返金額の 30%を上限とした当社取消手数料を差し引き返還いたします。

10 当社の解除権

お客様に以下に定める事由が生じた場合、当社はお客様に対し何ら責任 を負わないものとし、催告の上、留学プログラム契約を解約することができ るものとします。この場合、前条で定める期間のキャンセル料に相当する 額の損害金を申込者に負担していただきます。

- (1) 定められた期日までに、必要書類が提出されないとき
- (2) 定められた期日までに、必要となる費用の支払いがなされないとき
- (3) お客様が、当社に提出した情報に虚偽あるいは重大な遺漏があるこ とが判明したとき
- (4) お客様、保護者および関係者が、他のお客様に迷惑を及ぼし、また は業務の円滑な運営と実施を 妨げる恐れがあると当社が判断した 場合
- (5) お客様が死亡、所在不明、または 2 ヶ月以上にわたり連絡不能とな
- (6) その他お客様がやむを得ない事由があると認めた場合

11 渡航手続き

渡航に要する旅券、査証、予防接種証明書等の渡航手続きは、お客様 ご自身で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別 途契約として渡航手続きの一部代行を行います。この場合当社はお客様 ご自身に起因する事由により旅券、査証の取得ができなくてもその責任を 負いません。

12 当社の責任

当社は留学プログラム契約の履行にあたって、当社または当社が手配を 代行させた者(以下、「手配代行者」といいます。)の故意または過失によ り、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたしま す。ただし、損害発生の翌日から起算して 1 年以内に当社に対して通知 があった場合に限ります。

13 免責事項

- (1) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合にお きましては、当社はお客様に対し何ら責任を負いません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動、テロまたはこれらのために生じる留学 プログラム日程の変更もしくは留学プログラムの中止
 - (イ) 受入機関、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこ れらのために生じる留学プログラム日程の変更もしくは留学プ ログラムの中止
 - (ウ) 通信事情または受入機関の事情により、入学許可書等の入 学関係書類が期日までに届かず出発できなかった場合、現 地の都合により当該留学プログラムが開講されない場合、ま たは授業料が改定された場合
 - (エ) 受入機関の事情により、受入条件、プログラム内容、滞在先、 留学費用、その他留学プログラムに関して、変更が生じた場
 - (オ) 当社への事前の届け出なく、お客様自身でプログラム内容を 変更した場合
 - (カ) 官公庁の命令、外国の出入国規制、伝染病、食中毒による 隔離またはこれらによって生じる留学プログラム日程の変更、 留学プログラムの中止
 - (キ) お客様の故意、過失または法令もしくは公序良俗に反する行 為による場合
 - (ク) お客様の個人生活で巻き込まれた事故やトラブルによる場合
 - (ケ) お客様の都合で、学校の入学申請に必要となる書類を、所 定期日までに提出できず、入学、出発が不可能になった場合
 - (コ) お客様がパスポートまたは査証を取得できない場合 (サ) 渡航先国に入国拒否された場合
 - (シ) 自由行動中の事故
 - (ス) 盗難
 - (セ) 輸送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等また はこれらによって生じる留学プログラム日程の変更、目的地 滞在期間の短縮

14 お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様 が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、 当社はお客様または保護者から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様が留学プログラム参加中に疾病、傷害、その他の事由により 医師の判断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する 場合は、留学プログラムの円滑な実施をはかるため必要な措置をと らせていただきます。これにかかる一切の費用は、お客様のご負担に よります。
- (3) 病気等で、お客様が留学プログラムに耐えられない状況であり、継続 不可能と当社が判断した場合または学業不良で学校を退学処分と なった場合、お客様はすみやかに留学プログラムを終了、帰国し、そ れにかかわるすべての費用は、お客様および保護者が負担するもの とします。

15 その他

- (1) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による 荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用 が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コー スにより別途条件でお受けする場合があります。
- (3) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための 感染症情報」ホームページ<u>http://www.forth.go.jp/</u>でご確認くださ
- (4) 渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国、 地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省 海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp 外務省海外 安全相談センター: 03-5501-8162 国別·海外安全情報FAXサ ービス: 0570-02-3300 でご確認ください。
- (5) 当社は、申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様と の連絡や学校、宿泊機関などの手配のために利用させていただくほ か、必要な範囲内において当該機関などに提供いたします。
- (6) 本条件書に関する訴訟その他一切の法的手続きについては東京地 方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。 (7) 本条件書は日本国法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとし
- (8) 本条件書は 2019 年 10 月 1 日以降にお申込みされたお客様に適 用されます。